

不法投棄の防止について(お願い)

町では、町民の皆様の日頃からのご協力をいただき、分別収集・ごみ減量を推進しているところですが、町リサイクル倉庫において不法投棄の被害が確認されており、防犯カメラの整備など対策を強化しているところです。そこで、改めましてリサイクル倉庫に関するお知らせと不法投棄防止に関して以下のとおりお知らせいたします。

●町リサイクル倉庫について

町リサイクル倉庫は古紙類(段ボール・新聞紙・雑誌・雑がみ など)を保管している倉庫です。倉庫の内外を問わず古紙類以外の物を出すことはできません。

(令和7年7月発生)

リサイクル倉庫前で
発見された不法投棄物



●不法投棄とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」において「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されており、この行為を行った場合、投棄物の撤去・適切な処理が命じられるだけでなく、悪質な場合などは警察に摘発され、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこれらの併科、法人にあっては3億円以下の罰金という重い罰則が科される重大な犯罪となります。なお、不法投棄にあたる「廃棄物」とは産業廃棄物だけではなく、家庭ごみなどの一般廃棄物も含まれます。

●不法投棄の場所など

廃棄物を投棄する行為は、法律に基づく許可を得ていない場合、自分の所有地であっても不法投棄となります。また、車の窓からタバコの吸い殻を捨てた者が廃棄物処理法違反の疑いで検挙された事例もあり、場所や状況を問わず、軽はずみにごみを捨てない事が重要です。

●不法投棄物の処理

私有地や私道にごみを不法投棄された場合、町がごみを撤去することはできません。不法投棄は犯罪行為ですが、投棄した者が特定できない場合、投棄物の処分はその土地の所有者・占有者が行うこととなります。所有地の定期的な点検などの管理をお願いします。